

(2) 新型コロナウイルス感染症への対応

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた方について、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」に基づき、国民健康保険料の減免措置及び傷病手当金の支給を行うもの。（感染症法上の位置づけが令和5年5月8日から5類感染症へ）

ア 国民健康保険料の減免について

新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った世帯の保険料を減免する

① 減免の対象となる保険料

令和元年度から令和4年度分の保険料であって、令和2年2月1日から令和5年3月31日までの間に普通徴収の納期限（※）が設定されているもの。

※ 特別徴収（年金天引き）の場合は、特別徴収対象年金給付の支払日

② 申請状況等

対象年度	申請件数	減免決定件数	減免決定額	不承認件数
令和元年度分 (R2. 2. 1~R2. 3. 31)	108件	99件	3,702,440円	9件
令和2年度分	131件	121件	23,074,000円	10件
令和3年度分	40件	27件	3,877,590円	13件
令和4年度分	15件	14件	2,124,750円	1件

イ 傷病手当金の支給について

感染拡大防止の観点から、国民健康保険の被保険者が新型コロナウイルス感染症に感染した、又は発熱等の症状があり感染が疑われた場合に、その療養のため労務に服することができなかった場合、申請により傷病手当金を支給する。

① 支給基準

支給対象者	被用者のうち、新型コロナウイルス感染症に感染又は発熱等の症状があり感染が疑われ、療養のために労務に服することができない方。
支給対象日数	労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から、労務に服することができなかった期間のうち、労務に就くことを予定していた日数。
支給額	(直近の継続した3か月間の給与収入の合計額÷就労日数)×2/3×支給対象日数 ※ ただし、1日当たりの支給額について、標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額の1/30に相当する金額の2/3に相当する金額を超えるときは、その金額とする。
適用期間	令和2年1月1日から令和5年5月7日までの間に感染した、新型コロナウイルス感染症の療養のために労務に服することができない期間（ただし、入院が継続する場合等は最長1年6か月まで延長が可能。）。

② 申請状況等

対象年度	申請件数	支給決定件数	支給決定額	不承認件数
令和2年度分	0件	0件	0円	0件
令和3年度分	9件	9件	159,102円	0件
令和4年度分	82件	75件	1,776,037円	7件
令和5年度分 (11月末現在)	2件	2件	28,889円	0件